

復 興 整 備 計 画  
（第6回変更）

野 田 村 ・ 岩 手 県

平成30年3月14日

## 1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

野田村の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり）

## 2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

東日本大震災から本村を迅速に蘇らせ、安全・安心なむらを創造するため、基本理念を「安全・安心で活力あるむらづくり」と定め、全ての村民の力を結集し、結びと協働による復旧・復興・発展に取り組むため、以下の目標を掲げる。

### ① 防災まちづくり

・津波に強い多重的な防災施設や避難路の整備、高台移転や地盤・道路の部分的な嵩上げの推進、情報伝達施設や防災計画の再整備など安全なむらづくりを進める。

### ② 生活再建

・被災した医療・社会福祉施設等の復旧、公営住宅等の整備、交通ネットワークや情報通信の再構築など安心して暮らせるむらづくりを進める。

### ③ 産業・経済再建

・漁業や農業及び商工業等の産業基盤の復旧・復興、雇用の場の確保、漁港や観光施設等の整備など活力あるむらづくりを進める。

### ④ 津波浸水リスクを十分考慮しながら、被災経験を教訓とした再生可能エネルギーの活用による地産地消・省エネルギー社会の構築を図り、災害に強いむらづくりや地域特性を生かした産業振興を図る。

## 3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

### (1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

① 東日本大震災津波（3.11）の規模に対し、市街地を守る、村民の命や暮らしを守る防災まちづくりを目指す。

② 防災まちづくりを通じて、持続的な活力の創造に結びつくことを目指す。

「防災まちづくり」の観点から、津波に対する直接的な防災施設である防潮堤は、第1堤防（海岸防潮堤）を締切（閉鎖）型で新たに強化整備をし、さらに、第2堤防の建設海岸堤防及び農地海岸堤防の強化整備をする。

堤防を越える津波被害を最小限にするため、公園の西側を盛土で整備し、防災機能の向上を目指す。

中心市街地については、防災機能の向上と併せ商業の復興を進めるとともに、高台団地と調和のとれたむらづくりを目指す。

農地については、復旧を図るとともに、農業者の意向を踏まえつつ、利用集積を進め、農業の復興を目指す。

公園（緑地）・農地ゾーン内の農地については、今後所有者の意向を考量しながら公園整備計画との整合を図りながら事業を進める。

「防災まちづくり」の観点から、再生可能エネルギー発電施設用地を津波浸水リスクのない地区に整備し、災害時の緊急復旧対応や地域における産業振興に貢献する安定的な電力供給体制を確保する。

地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されるが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定する。

### (2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

（中心市街地）

潤いと活気ある市街地の再生と防災性を高めるため、中心市街地の被災市街地復興土地区画整理事業（A地区）を実施する。

（住宅高台団地等）

防災集団移転促進事業（B地区）、漁業集落防災機能強化事業（F地区）により高台団地等の整備を行い、移転促進区域のエリアの方々の移転を推進するとともに、三陸北縦貫道路インターチェンジと国道45号を結ぶ主要地方道野田山形線（D施設）の整備を行い、高台団地と調和のとれたむらづくりを推進する。

(公園・農地)

第2堤防から市街地の間に都市公園事業(C地区)でメモリアルパーク(津波防災緑地)を整備し、津波エネルギーを吸収するポケット状の公園と盛土を整備する。津波防災緑地の防災機能の向上、生活の安全性や利便性の確保のため、津波防災緑地からの避難路や市街地相互の接続道路として、村道蒲沢線(G施設)の嵩上げ整備を行う。農地については復旧を図り、農業者の意向により農地として活用する。

(農地)

農地・農業用施設災害復旧事業により農地の復旧を図るとともに、農業者の意向により農地は農地として活用し、利用集積を図りながら農業の再生を図る。

(避難路)

高台団地や被災した市街地を結ぶ避難路を整備する。

第1堤防(海岸防潮堤)を締切(閉鎖)型とし、また嵩上げ整備するに伴い、海岸防潮堤の事業区域となる村道松原線(H施設)の一部区間を付け替え整備し、生活の安全性や利便性、防災対策の向上を図る。

(発電事業整備地区)

津波浸水リスクのない地区の一定規模の土地を有効に活用し、再生可能エネルギーを活用した木質バイオマス発電事業(E施設)により電力供給拠点施設(木質バイオマス発電所)を整備することにより、災害に強いむらづくりを行う。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図(別添の復興整備事業総括図のとおり)

#### 4 復興整備事業に係る事項(法第46条第2項第4号関係)

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	A	事業名称:被災市街地復興土地区画整理事業(城内地区) 実施主体:野田村 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成23年度~29年度 種類:土地区画整理事業
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	B	事業名称:城内・米田・南浜地区防災集団移転促進事業 実施主体:野田村 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成23年度~30年度 29
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	C	事業名称:都市公園事業(城内・泉沢・米田・南浜地区) 実施主体:野田村 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成23年度~29年度

		種類：都市公園
	D	事業名称：まちづくり連携道路整備事業（主要地方道野田山形線） 実施主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～ <u>30</u> 年度 種類：道路
	G	事業名称：道路事業（村道蒲沢線） 実施主体：野田村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～28年度 種類：道路
	H	事業名称：道路事業（村道松原線） 実施主体：野田村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～28年度 種類：道路
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	E	事業名称：木質バイオマス発電事業（明内地区） 実施主体：野田新エネルギー発電株式会社 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
	F	事業名称：漁業集落防災機能強化事業（下安家地区） 実施主体：野田村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～28年度
<b>5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）</b>		
平成23年度から平成 <u>30</u> 年度まで		

6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	集団移転促進事業	B	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	11 (10.61)	代替保安林の指定については、復興整備事業の事業区域周辺において生活基盤の復興を優先させるため、当該復興整備事業を着手するまでに代替保安林を指定することは困難であること。
	都市施設の整備に関する事業	D	地域森林計画区域	変更	—	10.61	
				保安林	解除	—	5.4447
2	その他施設の整備に関する事業	E	土地利用基本計画の森林地域	変更		2 (1.72)	
			地域森林計画区域	変更		1.72	
3	その他施設の整備に関する事業	F	保安林	解除		0.2107	
4	都市施設の整備に関する事業	G	保安林	解除		0.0924	
5	都市施設の整備に関する事業	H	保安林	解除		0.1804	

(注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。

2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。

3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。

4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。

5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
	該当なし												

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。  
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。  
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

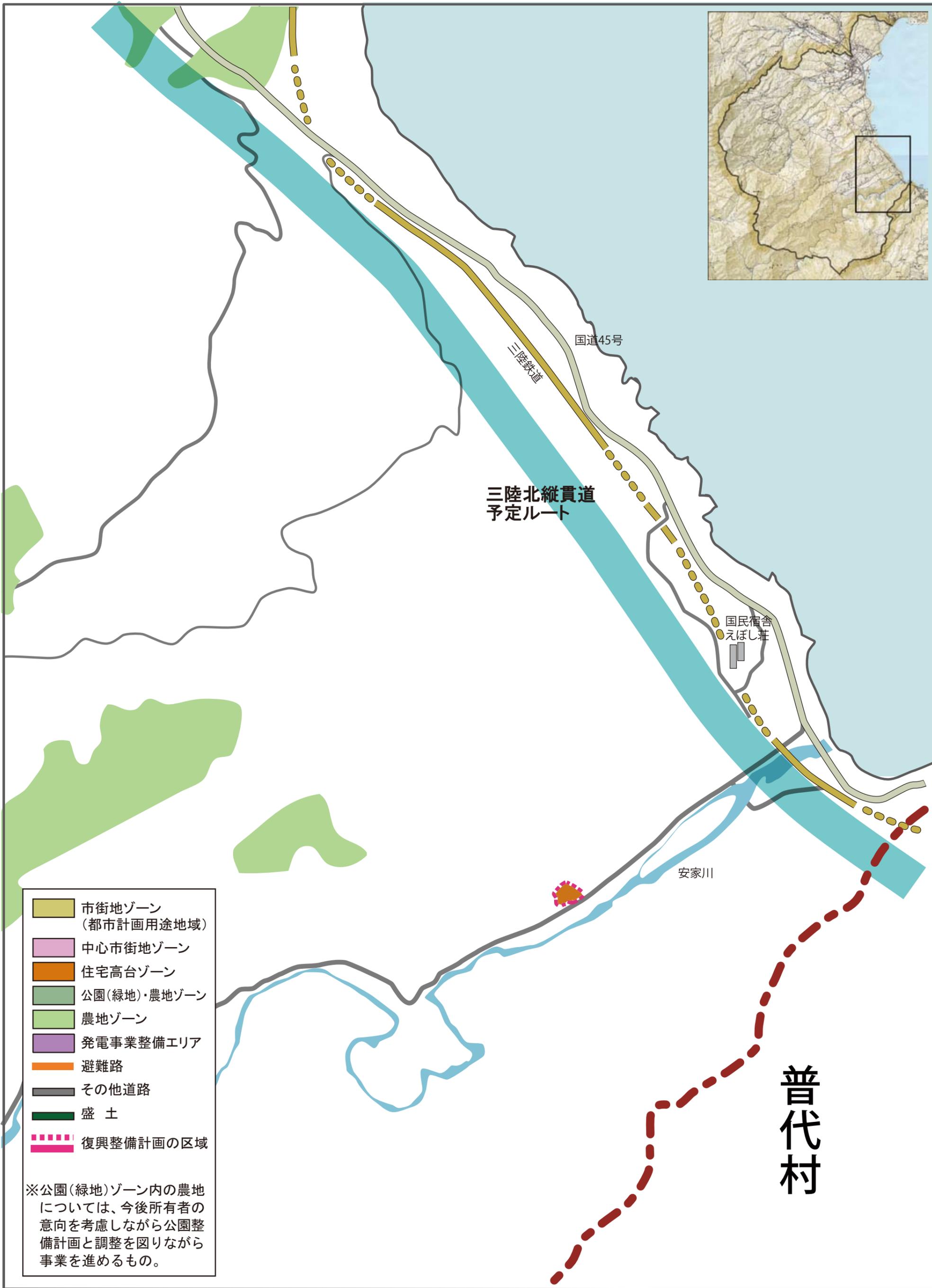
# 野田村土地利用構想図

(城内地区、泉沢地区、南浜地区、米田地区、明内地区)



# 野田村土地利用構想図

(下安家地区)



# 野田村復興整備事業総括図

(城内地区、泉沢地区、南浜地区、米田地区、明内地区)

